

可燃ごみ(燃えるごみ)の出し方

収集は週2回



収集日、集積所は生活環境課(☎66-1005)までお問い合わせください。

可燃ごみとして出せるもの

※詳細は28、29ページをご確認ください。

生ごみ



食用油
固めるか布や新聞紙に染み込ませてください。



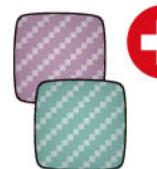
ぬいぐるみ
※電池などの動力付のもの以外



紙ごみ
使用済みのティッシュや写真、感熱紙など再生できないもの



※長靴、安全靴は埋立ごみ(7ページ参照)



在宅医療で発生するごみが出しやすくなります

下記のごみは7月から可燃ごみとして出すことができます。(13ページ参照)



7月
から

7月
から

草・
庭木



◆6月末までは草、庭木だけでいっぱいになった指定ごみ袋は集積所には出せません。

◆清掃事務所に直接搬入してください。

◆45リットル以下の指定ごみ袋に半分程度で生活ごみと混ぜれば、集積所へ出せます。

草、庭木だけでいっぱいになっても45リットル以下の指定ごみ袋に3袋以下であれば集積所に排出可。



衣類・布団類
45リットル以下の指定ごみ袋であれば、集積所へ出せます。

※引っ越しや家財整理などに伴い多量に排出される場合は、10ページ「引っ越しなどで大量にごみが出るときは」をご確認ください。

プラスチック製の包装・袋

レジ袋やお菓子袋などのプラスチック製の包装・袋は不燃ごみの「**プラスチック容器包装類**」で出してください。(6、7ページ参照)

※生ごみを入れたレジ袋は指定ごみ袋に入れて可燃ごみとして出せます。



集積所への出し方のルール(必ず守ってください)



- ◆決められた収集日の朝8時までに地域の集積所へお出しください。(前日・夜間に出さないでください)
- ◆必ず指定ごみ袋(家庭用・黄色)を使用してください。◆袋の口は固く結んでください。
- ◆不燃ごみは絶対に入れないでください。
- ◆90リットルサイズの指定ごみ袋は集積所には出せません。清掃事務所へ直接搬入してください。(4、5ページ)

紙おむつ類・在宅医療で発生するごみ専用ごみ袋の無料交付

【申請方法】申請用紙に必要事項を記入してください。

※印鑑、母子手帳や障がい者手帳などの証明書類の提出は不要 ※親族以外でも申請可能

※在宅医療で発生するごみは7月から

【交付場所】

市役所生活環境課・西支所・加佐分室・中公民館・南公民館・城南会館・大浦会館
市民交流センター(市場、北浜、荒田、長浜、福来) ※受付時間などは各施設にお問い合わせください。

4月から追加 ・子育てひろばひまわり(西市民プラザ1階) ・子育て支援基幹センター(中総合会館2階)

7月から対象

	紙おむつ類	在宅医療で発生するごみ (点滴・透析バッグなどのプラスチック製のごみ)
交付対象	家庭で紙おむつ類を使用している方	①在宅医療により点滴・栄養剤輸液などのビニールバッグ、ストーマ袋、導尿バッグなどを使用している方 ②在宅医療により腹膜透析バッグを使用している方
交付枚数	1人年間100枚 (1回の申請で50枚)	①1人年間100枚(1回の申請で50枚) ②1人年間200枚(1回の申請で100枚)

※交付対象は市内に住所のある方(年齢制限なし)。

※里帰り出産などで一時的に舞鶴市に滞在される場合や、福祉施設、病院などの事業所から出たものは対象外。

※1年間で交付枚数の上限まで使い切った場合は家庭用の指定ごみ袋で出してください。